

## 6-1 騒音の規制基準

### (1) 特定工場等における騒音の規制基準（昭和48年県告示第171号、条例施行規則第35条）

区域の区分		時間の区分	許容限度(デシベル)		時間	区分		
種別	地域		法	条例				
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域並びにこれらに相当する地域	昼間	50	50	6:00	朝		
		朝・夕	45	45				
		夜間	45	45	8:00	昼		
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域	昼間	55	55			18:00	間
		朝・夕	50	50				
		夜間	45	45				
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらに相当する地域	昼間	60	65	22:00	夕		
		朝・夕	60	65				
		夜間	50	55	6:00	夜間		
第4種区域	工業地域及びこれに相当する地域（工業専用地域を含む。）	昼間	70	70				
		朝・夕	70	70				
		夜間	60	65				

備考1 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いる。

2 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

3 騒音の測定場所は、特定工場等の敷地の境界線上で行う。

4 「これに相当する地域」及び「これらに相当する地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域のうち、騒音の規制区域に指定された地域をいう。

(2) 特定建設作業騒音の規制基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号、昭和48年県告示第171号）

特定建設 作業の区分	音の大きさ の 許容限度	禁止される 作業時間	1日の作業 の 許容時間	連続作業 の 許容期間	休日作業 の 禁 止
くい打機 くい抜機 くい打くい抜機の 使用作業	85デシベル	第1号区域 午後7時 から 翌日の 午前7時 まで  第2号区域 午後10時 から 翌日の 午前6時 まで	第1号区域 10時間  第2号区域 14時間	6日以内	日曜日そ 他の休 日には行 わないこ と
びょう打機 の使用作業					
さく岩機の 使用作業					
空気圧縮機の 使用作業					
コンクリートプ ラント又は アスファルトプ ラントを設けて 行いう作業					
バックホウの 使用作業					
トラクターショ ベルの使用作業					
ブルドーザーの 使用作業					

備考1 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いる。

2 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

3 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

4 第1号区域とは、特定工場等の騒音の規制区域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、幼保連携認定型こども園、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。

第2号区域とは、特定工場等の騒音の規制区域のうち第1号区域以外の区域をいう。

## 6-2 振動の規制基準

### (1) 特定工場等における振動の規制基準(昭和53年県告示第58号)

区域の区分	区域の範囲	時間の区分	許容限度 (デシベル)	時間	区分
第1種区域	騒音規制地域の区域の区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域の範囲	昼間	60	7:00	昼間
		夜間	55		
第2種区域	騒音規制地域の区域の区分が第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域の範囲	昼間	65	19:00	夜間
		夜間	60		
				7:00	

### (2) 特定建設作業振動の規制基準(振動規制法施行規則第11条、昭和53年県告示第58号)

特定建設 作業の区分	振動 の 許容限度	禁止される 作業時間	1日の作業 の 許容時間	連続作業 の 許容期間	休日作業 の 禁止
くい打機 くい抜機 くい打くい抜機 の使用作業	75デシベル	第1号区域 午後7時から翌日の午前7時まで	第1号区域	6日以内	日曜日その他の休日には行わないこと
剛球の使用作業			10時間		
舗装版破碎機の使用作業		第2号区域 午後10時から翌日の午前6時まで	第2号区域		
ブレーカーの使用作業			14時間		

備考1 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行う。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いる。

2 振動の測定方法は次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

- イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
- ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正值
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	1 デシベル
7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	

- 3 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。
- 4 第1号区域とは、特定工場等の振動規制区域のうち、特定工場等の騒音の規制区域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、幼保連携型認定こども園、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80メートルの区域をいう。
- 第2号区域とは、特定工場等の振動の規制区域のうち第1号区域以外の区域をいう。
- 5 振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

6-3 音響機器音・学校等周辺・深夜騒音・拡声放送・風俗営業等の規制

(1) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく音響機器音等の規制の内容

項目	内 容	適 用 除 外
音響機器音 第五十五条	指定地域内においては、規制基準を超える音響機器音（警音器、拡声器、蓄音器、楽器、ラジオ、テレビジョン、電鈴その他これらに類する機器から発生する騒音）を発生してはならない。 ※規制基準値は次頁参照	条例第 58 条 1 法令により認められた事項のためにするとき（公職選挙法に基づく街頭演説、緊急用車両のサイレン等） 2 広報その他で公共のためにするとき（公共交通機関の利用客に対する案内や放送、火災の警鐘等） 3 時報（午後 11 時から午前 5 時までの間に報じるものを除く）のためにするとき 4 祭礼、盆踊りその他社会生活において相当と認められる一時的行事のためにするとき
学校等周辺における騒音 第五十六条	学校・図書館・児童福祉施設又は病院その他の医療施設の周辺において、その教育、利用、保育又は医療に支障がある騒音を発生してはならない。（指定地域の内外を問わず適用）	1 条例第 56 条 指定地域内の騒音関係特定事業場、特定建設作業、音響機器から発生する騒音を除く。 2 条例第 58 条 （音響機器音の項に同じ）
深夜騒音 第五十七条	午後 11 時から午前 5 時までの間は、屋内、屋外のいずれから発する場合においても近隣の家屋内における他人の睡眠を著しく妨げる騒音を発生してはならない。（指定地域の内外を問わず適用）	
拡声放送に関する規制 第五十九条	屋外に向け、又は屋外で営業宣伝を行う者について適用。（指定地域の内外を問わず適用） 1 禁止期間 5月～8月 午後9時～午前7時 その他の期間 午後8時～午前7時 2 継続時間 1時間につき45分を超えないこと（移動して行う場合を除く） 3 競合 50メートル以内の距離で異なる放送を同時に行わないこと 4 高さ制限 地上8メートル以上の高さから放送しないこと	
風俗営業等の営業者に関する規制 第六十条	風俗営業・興行場営業又は飲食店営業の営業者は、営業のため音響機器音を直接屋外に向けて発生してはならない。（指定地域の内外を問わず適用）	

※条例第 55～57、59、60 条の規定に違反する者があると認めるときは、当該違反行為の停止その他必要な措置を執るべきことを勧告することができる。勧告に従わないときは、違反行為の停止その他必要な措置を執るべきことを命じることができる。（条例第 61 条第 1 項、第 2 項）

(2) 音響機器音の規制基準（広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第14）

区域の区分		時間の区分	許容限度 (デシベル)	時間	区分
種別	地域				
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びにこれらに相当する地域	昼間	50	5:00	朝
		朝・夕	45	8:00	
		夜間	45	19:00	昼 間 夕 夜 間
第2種区域	(1)第1種区域のうち併用軌道の敷設のある道路の境界線から20メートル以内の地域 (2)近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域	昼間	65	23:00	
		朝・夕	55	夜間	
		夜間	50		
第3種区域	第2種区域(2)のうち併用軌道の敷設のある道路及び幅員11メートル以上の道路の境界線から20メートル以内の地域	昼間	75	5:00	
		朝・夕	65		
		夜間	60		

- 備考1 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いる。
- 2 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 3 拡声放送により営業宣伝を行う場合の音量の基準は、この表に定める音量に5デシベルを加えた音量とする。
- 4 騒音の測定場所は、音源からその周辺の建物（現に、人が起居し、または業務を行っているものに限る。）に至る最短距離の位置（移動して行う拡声放送にあっては、その音源から10メートルの位置）とする。
- 5 「これらに相当する地域」については、6-1騒音の規制基準の(1)の備考4(22ページ)と同様である。

(参考(1))

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）  
に基づく騒音・振動の規制（※県公安委員会が所管する法律）

（騒音及び振動の規制）  
第十五条 風俗営業者は、営業所周辺において、政令で定めるところにより、都道府県の条例で定める数値以上の騒音又は振動（人声その他その営業活動に伴う騒音又は振動に限る。）が生じないように、その営業を営まなければならない。

風俗営業者に対する騒音及び振動の規制

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第7条（昭和59年県条例第29号））

地 域	騒 音			振 動
	数 値			
	昼 間	夜 間	深 夜	
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用住居地域、第2種中高層住居専用住居地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域	50デシベル	45デシベル	45デシベル	55デシベル
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	65デシベル	55デシベル	50デシベル	
用途地域の指定のない地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル	

- 備考1 「昼間」とは、日出時から日没時まで、「夜間」は日没時から翌日の午前零時まで、「深夜」とは、午前零時から日出時までの時間をいう。
- 2 騒音測定—営業所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴感覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、5秒以内の一定時間間隔及び50個以上の測定値の5%時間率騒音レベルとする。
- 3 振動測定—営業所の境界線の外側で測定可能な直近の床又は地面（緩衝物がなく、表面が水平であり、かつ、堅い床又は地面に限る。）について、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用いて行う日本産業規格 Z8735 に定める振動レベルの測定方法とする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は日本産業規格 C1510 に定める動特性を用いることとし、振動レベルは5秒間隔及び100個の測定値又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の80%レンジの上端値とする。

(参考(2))

拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成5年県条例第2号)に基づく騒音の規制  
(※県公安委員会が所管する条例)

(拡声機による暴騒音の禁止)

第四条 何人も、拡声機を使用して、別表上欄に掲げる拡声機の使用方法の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める測定地点において測定したものとした場合における音量が八十五デシベルを超えることとなる音(以下「暴騒音」という。)を生じさせてはならない。

拡声機による暴騒音の禁止規定

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成5年県条例第2号))

拡声機の使用方法	測定地点	適用除外	規制基準
権原に基づき使用する敷地内における拡声機の使用	当該敷地の境界線の外であり、かつ、当該拡声機から10メートル以上離れた地点	1 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のためにする拡声機の使用 2 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用	85デシベル
権原に基づき使用する敷地内における拡声機の使用以外の拡声機の使用	当該拡声機から10メートル以上離れた地点	3 災害、事故等の警戒及び救助活動のためにする拡声機の使用 4 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校及び各種学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設の業務を行うためにする拡声機の使用 5 公共輸送機関の輸送業務を行うためにする拡声機の使用 6 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関し、緊急の広報活動のためにする拡声機の使用 7 祭礼、運動会その他の地域の行事を行うためにする拡声機の使用 8 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める拡声機の使用	

備考1 音量の測定は、計量法第71条の条件に適合した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、使用する騒音計の周波数補正回路はA特性の周波数補正回路を、動特性は速い動特性を用いるものとする。

2 音量は、騒音計の指示値の最大値によるものとする。